

資料 2

追加規制改革事項等

平成 27 年 6 月 10 日
 沖縄県 国家戦略特別区域会議

1. 都市再生・まちづくり分野

事項名	区域計画素案に記載の内容	都市計画法等の特例を活用しない理由
都市計画法等の特例（国家戦略市街地再開発事業）	旭橋都市再開発株式会社が、都市再開発法の特例を活用し、モノレールの交通結節により、公共交通の利便性を向上し、外国人を含む観光客にやさしい観光まちづくりを推進するとともに、観光案内所・就業支援施設・県立図書館等の公共公益施設を始め、オフィス、商業施設等から構成される複合施設を整備し、国際的な経済活動の拠点形成を図る。	旭橋都市再開発株式会社による複合施設の整備については、事業を迅速に進めるため、区域計画（素案）に位置づけたが、これを契機に、地権者等との調整が順調に進み、従前通りの手続で事業を進めても、迅速な対応が可能となったことから、都市計画法等の特例は、活用を見送ることとした。

2. 観光分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
1	ビザ要件の緩和等	外国人観光客数の増加に向け、現行の数次ビザ対象国における申請書類の簡素化や有効期間の延長等を検討する。 また、沖縄科学技術大学院大学を始めとする県内の高等教育機関の外国人研究者等の集積を促進するため、その父母等も入国が容易となるよう、要件の緩和について検討する。	【WG開催状況】 平成 26 年 11 月 20 日、12 月 25 日（法務省のみ） 【外務省】 ①申請書類の簡素化や有効期間延長等 ・インドネシア等の国民に対する数次ビザの発給要件の緩和等を実施。 【法務省・厚労省】 ②父母等の入国要件の緩和 ・高度人材の父母については、現行制度でも入国・在留が可能。 ・我が国の社会保障制度への影響等も勘案し、総合的な観点から慎重に検討。	①一部措置済、逐次実施 ②年内に結論

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
2	入管手続の迅速化	外国人観光客の増加に対応するため、空港や港湾における出入国審査に関連する業務の民間委託を拡充するとともに、自動化ゲートシステムについて、その適用対象を数次ビザ取得者等にも拡充することを検討する。	<p>【WG開催状況】</p> <p>平成26年5月20日、11月20日、12月25日</p> <p>【法務省】</p> <p>①出入国審査関連業務の民間委託の拡充 ・具体的な提案内容について、実務的に自治体と協議。</p> <p>②自動化ゲート対象者の拡充 ・本年度の入管法改正により、自動化ゲート対象者を拡大。更なる対象拡大については、施行状況を踏まえて検討。</p>	<p>①措置済み、逐次実施。</p> <p>②年内に結論</p>
3	外国人を含めたレジャーダイバーガイドの拡充	外国人を始め、世界規模のスクーバダイビング指導団体が認定するダイビングガイド資格者については、試験ではなく、一定の研修課程終了をもって、潜水士とみなすことを検討する。	<p>【WG開催状況】</p> <p>平成26年11月20日</p> <p>【厚労省】</p> <p>・民間団体の試験・資格を十分に情報収集し、精査した上で検討。</p>	年内に結論
4	創業人材等の外国人材の受入れ推進	沖縄科学技術大学院大学等の研究成果を活用したベンチャー企業の創出を推進するため、外国人研究者等を創業人材として受入れる新たな仕組みを構築するとともに、観光業務に関わる技能実習制度の対象職種及び期間の拡大について検討する。	<p>【WG開催状況】</p> <p>平成26年11月20日、12月25日（法務省のみ）</p> <p>【内閣府・法務省】</p> <p>①創業人材の受入れ ・地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和することを盛り込んだ特区法改正案を今国会に提出中。</p> <p>【法務省、厚労省、国交省】</p> <p>②技能実習制度の対象職種及び期間の拡大 ・技能実習制度の適正化等を内容とする法案を今国会に提出中。</p> <p>・実習の成果が評価できる公的評価システム（試験制度）の構築及び業界内でのコンセンサスが必要。</p>	<p>①今国会</p> <p>②年度内に結論</p>

	事項名	規制改革の概要	関係各省見解の概要、WG開催状況	時期目途
5	着地型旅行商品の販売等に関する規制緩和	旅行者の多様なニーズに応じた着地型旅行商品の提供が、地域の観光協会や宿泊施設等においても容易となるよう、特区内の旅行業者代理業者について旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を終了した者を選任できることについて検討する。	<p>【WG開催状況】</p> <p>平成 26 年 11 月 27 日</p> <p>【国交省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業務取扱管理者の選任の義務付けは、取引の公正、業務の適正を確保するため必要であり、緩和は困難。 ・沖縄県に限定した試験・研修等に対応可能な地域的特殊性・理由が必要。 	年内に結論
6	外国人旅行者向け消費税免税制度	外国人旅行者向け消費税免税制度について、制度の運用状況を踏まえつつ、現行の同一店舗における購入額の下限規定の見直しを含め、税制改正の要望に向けた検討を行うとともに、その他、外国人旅行者の更なる消費拡大につなげるための方策を検討する。	<p>【WG開催状況】</p> <p>平成 26 年 11 月 27 日</p> <p>【経産省・国交省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度税制改正において、免税手続の一括カウンターを実現。これに併せ、1つの店舗で最低購入金額を満たさなくても、各店舗で購入した商品の合計金額により最低購入金額を判断することも可能としたところ。 	平成 27 年度税制改正で対応済